

# 女性の働き方とワーク・ライフ・バランス — 逆行する安倍流「働き方」改革

日野 徹子

安倍「働き方改革」は、「女性の活躍」を表看板に、ワーク・ライフ・バランスや「多様な働き方」、同一労働同一賃金などをキーワードとして多用し、女性が働きやすい状況をつくり出すかの様に描き出している。しかし、その内実はどうか。女性が真に働きやすい社会をつくるために必要なことは何なのか。

## 1 過労死家族の訴え

「未和には、たとえ半身不随になっても植物人間になっても生きていてほしかった。これ以上、苦しく、悲しい遺族を増やさないでほしい。社員は自由勝手には働けず、裁量などない。結局、労働時間は自己責任・自己管理とされ、このような働かせ方を拡大させることは長時間労働を野放しにし、ずさんな労務管理のかっこうの隠れ蓑になる」、「裁量みなし労働制の拡大はしないほしい」、——政府の「働き方」改革法案をめぐり国会で予算委員会の論戦が行われていた2～3月、昨年10月に過労死していたことを公表したNHK記者佐戸未和さんの母、佐戸恵美子さんは、過労死家族の会の方たちとともに幾度となく国会にかけつけ、訴えた。

遺族となってしまった母親たち、妻たちの、“この法案では過労死は予防できない。また人が殺されてしまう”との訴えは、命の犠牲に深く傷つけられた魂の直感として胸に突き刺さってきた。家族を過労死・過労自死で失った女性たちの、感情を抑えた理性的論理的主張と

その姿は、論戦に直接影響を与え、厚労省の労働時間データねつ造問題の混乱と相まって、「裁量労働制の拡大」は「働き方」改革法案から削除、当面凍結するという決断をさせることとなった。しかし、時間外の上限規制（月80時間～100時間）の過労死認定を超える基準や、裁量労働とセットであった「高プロ」といわれる残業代ゼロ・働かせ放題制度は現時点（3月25日）で残されている。家族としての女性たちのたたかいはまだ終わらない。

## 2 若い女性と長時間労働の拡大、非正規化

安倍「働き方」改革の影響について、ジェンダー平等の視点から二つの問題がある。

一つは、労働基準法の90年代の改悪によって、女子保護規定が外され、男性と同様の長時間労働のもとで働かされることになった女性たちのなかで、とりわけ20歳代後半から30歳代前半の若い女性のなかでの長時間労働の増大である。週60時間以上、月80時間以上の時間外労働をさせられている層が男女含め全体的に減少となる中で、前述の女性の若い層では増えている。過労死に追い込まれた電通の高橋まつりさん、NHKの佐戸未和さんもその世代である。

もう一つ、いまや共働きがスタンダードとなっているが、長時間労働のなかで男性の家事・育児などの無償労働が極端に短くなっており、

出産、子育て、家事が女性の労働時間を制限することとなり、正規雇用からリタイアして「多様な働き方」を選ばざるを得ない既婚女性の非正規化がすすんでいる。女性の初婚年齢の高齢化（平均29歳）、「産みたくても産めない」なかで、少子化もすすんでいる。「働き方」改革で、裁量労働や「高度プロフェッショナル」という「定額働かせ放題」、残業ゼロ制度が広がれば、いっそう長時間労働がすすみ、女性は産まないか、劣悪な労働条件のパートなどに張り付けられることになる。子どもからみれば、いつも父や母のどちらかがいない、あるいはいつも「今度、いつパパ来るの？」状態となる。日本学術会議報告でも指摘されたワンオペ育児の子どもの発達保障への弊害はいっそう深刻となる。一人で育児を背負うことになる女性たちの精神的時間的負担も増大する。

### 3 男性の無償労働時間はOECD中最低。長時間労働が女性の働き方を限定

表1は、OECDの各国の男女別週平均一日当たりの有償・無償労働時間の一覧である。これは、土日も含めた平均の数値で、男性の無償労働の長い順番に上から並べたものである。日本男性の無償労働は41分で、第一位のデンマーク186分、つづくオーストラリアやベルギーなどとは2時間以上の差がある。日本は他国と比べてダントツに短い最悪の41分である。一方、有償労働は、日本が一番長い360分となっている。土日も含めて平均の時間であるから週休2日とすれば平日は平均で8時間24分となる。メキシコの379分を除けば、350分を超えるのは日本だけである。一方、日本の女性は、無償労働が他と比べてとくに高いとはいえないが、有償労働は203分で、ラトビア、スウェーデン、カナダにつづいて第4位となっている。有償・

表1 OECD諸国における1日当たりの有償労働と無償労働の時間

(単位:分)

	男		女	
	有償労働	無償労働	有償労働	無償労働
デンマーク	211	186	147	243
オーストラリア	248	172	128	311
ベルギー	157	168	99	251
ノルウェー	199	168	129	227
スロベニア	236	166	169	286
エストニア	211	160	191	249
ポーランド	224	159	121	286
フィンランド	198	157	157	236
スウェーデン	268	154	212	207
ドイツ	227	150	154	242
アメリカ	275	150	190	243
カナダ	270	148	206	224
スペイン	181	146	121	289
ニュージーランド	279	141	160	264
イギリス	228	140	159	249
メキシコ	379	137	175	383
オーストリア	303	135	193	269
フランス	174	135	118	224
オランダ	279	133	146	254
イタリア	160	131	84	306
ラトビア	323	130	242	253
アイルランド	280	129	142	296
ハンガリー	261	127	171	268
ギリシャ	157	111	87	269
ポルトガル	300	96	179	328
トルコ	239	85	69	309
韓国	282	45	167	227
日本	360	41	203	224

(注1) 有償労働 (paid work <all jobs>)、無償労働 (unpaid work)

(注2) 休日を含む週全体での1日当たりの時間。無償労働 (unpaid work) の時間は、家事、買い物、育児・看護・介護、ボランティア、家事関連の移動時間、その他の無償労働の各時間の合計。

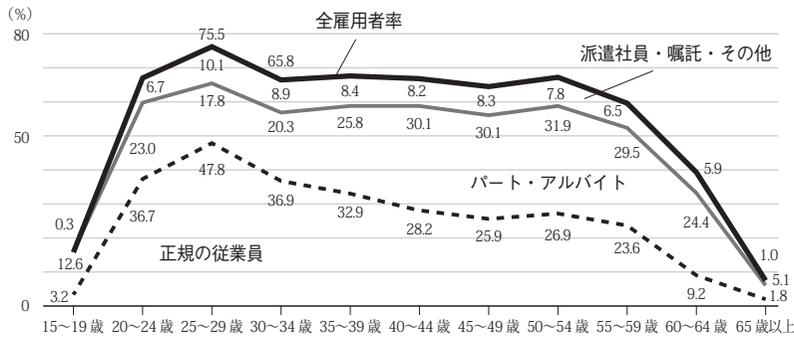
(出典) OECD, Average minutes spent in different activities (both weekdays and weekends). 国会図書館: 田中敏氏作成資料より

無償労働の合計では、日本は427分、EU諸国と比べると30分から;80分も長くなっている。

総務省「社会生活基本調査」では、6歳未満の子どものいる働く女性の一日平均家事・育児時間は女性327分(男性67分)で、睡眠時間が削られていることが明らかになっている。

女性の雇用者は2590万人(2017年)で、うち6割はパートやアルバイトなどの非正規となっている。正規職員・従業員で働いているの

図 女性の年齢階級別人口に占める雇用者割合（雇用形態別）



(注) 役員を除く。資料出所：総務省総計局「労働力調査詳細累計」

は、20歳代後半の全女性の47.8%（雇用者の6割）で、そこを頂点に50歳代では25%前後（雇用者でみると4割）、60歳前半では1割となっている（図）。

年間労働時間について、政府は、1800時間台に減少とキャンペーンしているが、パートやアルバイトなどの短時間勤務者も含めてのものであり、一般労働者は、この5年で2000時間台へと増えている。そのなかで、週60時間以上働く男性は370万人で前年度並みであるが、男性の30歳代、40歳代は15%が過労死ライン以上で働いている。週60時間以上働く女性は2017年で65万人と前年度の63万人から増加。女性は20歳代後半が10万人と一番多く、パートなど除く一般労働者の中での割合は8%程度とみられる。男性含め、全体的には減少傾向にあるのに、20歳代後半の女性では増加傾向となっている。

日本女性の労働力率（失業者含む）は30歳代をボトム（底辺）とした「M字型」になっている。70年代から出現し、2000年代になると、20歳代後半で8割を超え、30代で6割、その後、就業者の増大や結婚・出産の高齢化なども背景に、ボトムは以前ほど顕著なM字型とはなっていないが、ヨーロッパなどと比べて、30歳代、40歳代が低くなるという特徴は日本や韓国での特徴となっている。しかし、日本でも未婚の

場合は、30歳代の労働力は8割を超え、男性と変わらない。雇用形態の選択にあたっては、30歳代から40歳代にかけては、「仕事と家事・育児・介護などと両立しやすいから」が8割、「正規の仕事がない」も4割となっている（総務省「労働力調査」2017年）。長時間労働を前提とした働き方は、女性たちを、結婚、出産、子育てで正規職員・従業員から排除することとなり、その後はパートなどの非正規が受け皿となっている。結果、低賃金に抑えこまれ、場合によってはダブルワーク、トリプルワークで長時間働いている層もある。

正規の場合も男女賃金格差は7割、さらに、「多様な働き方」と称しての転勤のない「勤務地限定」などのコースを編み出し、賃金格差の根拠ともされている。パート労働法での均等待遇も、同じ業務でも、人材育成のコースが違うということが格差の合理的理由とされている。「働き方」改革のなかでも、同一労働同一賃金がさかんにキャンペーンされているが、そのガイドラインは、パート法同様のしくみとなっており、対象とされる人は相当限定される。

#### 4 佐戸さんの働き方と「高度プロフェッショナル制度」=定額残業させ放題

長時間労働の女性たちの働き方はどうなっ

ているのか。

NHK首都圏センター勤務だった佐戸未和さんが、2013年7月、東京都議選や参院選挙の取材や夜中の情勢分析会議、出口調査などなど駆け回った挙句、投票日の2日後、業務用の携帯電話を握りしめたまま、寝室で倒れた。31歳だった。連絡がつかずに心配して駆けつけたフィアンセが見つけた。鬱血性心不全だった。フィアンセが指輪をはめてあげたのは、棺のなかの未和さんにであった。9月に結婚する予定だった。

当時、NHKの記者は、本局勤務以外は「事業場外みなし労働制度」とされ、適正な労働時間管理の対象とはされず、月に何回か、本局に行った際にまとめて出退勤時間を「自己申告」していた。深夜・休日手当はだされるので労働時間の記録はあった。遺族と弁護士の調査によると、時間外労働は、6月は188時間、7月は209時間。NHK提出資料では休みの日が一日少なく、亡くなった日は休みとされていた。

母の恵美子さんは、「毎日毎日、娘の遺骨を抱きながら娘の後を追って死ぬことばかり考えていた。私たちの宝物だった。それが志半ばで。本人が一番無念だった」と、父親の守さんも「二度と未和のような過労死が発生しないようにしていただきたい」と訴えている。

2005年に入局し、鹿児島放送局を経て、首都圏放送センター勤務となった未和さんと、両親が会うことはあまりなかった。母の恵美子さんは、長崎の実家の介護での帰省の際に4回ほど鹿児島に行ったが、一度も会えず、都庁担当となって一回だけ、実家に泊まりに帰った際に、「夕食をまるで飲み込むように平らげ、お風呂はサッとカラスの行水、ヨガを済ませるとすぐお布団へ、寝れるときに寝なければ、と余りのスピードぶりにぼかんとした。都庁近くのホテルで昼食をとった際にも、バタバタと来

て、さっと職場に戻っていった」と話している。選挙のあった月だけでない働きぶりが推測できる。

事業場外みなし労働時間制度は、80年代に導入され、事業場外の業務で時間管理する上司などもおらず、時間把握ができない業務に認められたもので、一日8時間なら8時間とみなされる。業務が深夜に行われた際は深夜手当がでるが、労働時間の上限はない。

事業所外といっても、渋谷のNHK本社常駐以外は事業場外とされた佐戸さんは上司や先輩記者らとともに都庁記者クラブという事業場に配置されていた。そもそも労働局が厳密に調査に入れば、事業所外みなしの要件にはあたらなかったといえる。要件からの逸脱や実労働時間との実態に乖離があれば、事業場名と違法内容について公表されるべきケースであったと考えられるが、渋谷労基署は「裁量労働みなし労働制度などへの見直し」を行政指導している。本来は送検されても不思議ではなかった。

事業所内みなし要件に違反していた場合、一般労働者の労働時間の上限規制がかかることとなり、36協定での制限を超えていれば労基法違反となる。佐戸さんの亡くなる前の2カ月の時間外労働は遺族側提出資料で合計397時間となっている。NHKは、国会での再三の答弁要求で、36協定で、月の時間外労働が2カ月で100時間、特別条項でさらに100時間、つまり2カ月200時間としていることがわかった（3月29日参院総務委員会）。本来であれば、労働局が強く是正勧告すべきであったところを、「裁量労働みなし労働制」への見直しなどを“指導”したにとどまっている。

事業場外みなし労働制は、裁量労働制よりも労働時間が長い（JILL調査）。現在、裁量労働の4倍の400万人近くがこの制度のもとで働いている。裁量労働制の方が過労死出現率は

高くなっているが、事業場外については裁量労働制以上に実態がつかまれていないなかで、佐戸さんの事例は、その問題点をさらけ出してくれている。携帯電話などが発達するなかで、事業場外みなしは相当限定される判例もつづいている。しかし、「働き方」改革でだされている高度プロフェSSIONAL制度になれば、佐戸さんのケースは合法「過労死」となってしまう。

## 5 「健康確保措置」で労働者を守れるのか

NHKは、「働き方」改革と称して「長時間労働に頼らない組織風土」「ワーク・ライフ・バランス」などをすすめるとし、記者は7.5時間の裁量みなし労働制で「健康確保措置」をとるというが、「健康管理時間」暦月積算が、320時間を超えても「注意表示」だけで、あとは「自己チェック」で実態は過労死容認基準だ。参議院で山下芳生議員が「これでは佐戸未和さんは救われない基準だ」と指摘、労基署が再指導をした。現在見直し中だ（表2）。

「働き方」改革で「高度プロフェSSIONAL制度」=働かせ放題が導入されれば、労基法始まって以来、「労働時間の概念がなくなる」（厚労省）。出退勤時間をタイムカードなどで把握し、自宅など事業場外時間の合計が健康管理時間とされるが、事業場外は「自己申告」（労政審答申）とされる。週40時間を超える時間が月100時間を超えれば医師の面接指導を受ける。忙しければ、自己申告を調整することになり実効性がない。一日24時間で連続26日労働も「形式的に可能」である。佐戸未和さんは、事業場外の「自己申告」で違法的に労働時間の上限規制から外されて死に追いやられた。「高プロ」では過労死が合法化されることになる。

家族も巻き込まれる。夜中のテレビ会議、早朝のデータチェック……。既に子ども達の睡

眠障害は深刻だ（日テレ『ドキュメンタリー』）。年収1075万円以上が対象で、「うちの夫はそんなに稼いでないから大丈夫」と思うかもしれない。しかし、正社員男性の平均は500万円前後、「二人分出すから24時間働きホーダイで」となる。金融や証券等では平均1000万円以上の年代も少なくない。事業主の人事管理はむしろ楽で安価になる。業務量に規制はなく、労働者は限界を超えて働くようになり、「仕事だけ人生」に追いこまれ、恋人や家族との時間はなくなり、それでも結婚・子育てですとすれば、たいがいは妻が仕事をリタイア、あるいは24時間体制の保育施設に子どもを預けっぱなしにするしかない。

表2 専門業務型裁量労働制適用者への健康確保措置

	健康管理時間	健康確保措置
1段階	月320時間超	出退勤画面での注意喚起メッセージ表示。「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」による自己診断、産業医の面接指導の勧奨。
2段階	月350時間超	「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」をもとに上司面談、健康と業務の状況を共有。上司は休務計画や業務改善等を含む面談記録を作成し、ポスト長に報告。
3段階	月370時間超 2か月700時間超	第2段階の上司の面談内容を人事局に報告。必要に応じ、人事局は適切な勤務管理を現場管理職へ要請。 ※人事局により産業医による面接指導（電話面談含む）を指示する場合あり。
4段階	2か月740時間超	産業医による面接指導（電話面談含）の原則実施。 ※産業医から勤務制限等が指示された場合は、人事局から現場管理職に徹底。

（注）「健康管理時間」とは出勤と退勤の間の時間の暦月積算時間（休憩等含）。「月間休務日数3日以下」、「月間深夜時間40時間超」該当者に対しても記者以外の一般職と同様、産業医による面接指導を勧奨・実施。

出典：NHKが山下芳生参院議員に提出した資料より作成。

## 6 8時間働けば普通に暮らせる社会に

安倍「働き方」改革は、2012年末の自公政権復活以降、官邸主導の産業競争力会議や規制改革会議、国家戦略会議などで、財界代表の委員らが、「多様な働き方を差別なく認める」「画一的な正社員中心主義を改める」「裁量労働対象者の総労働時間規制の適用除外化」「多様な労働契約の自由化」などなど、「多様な働き方」と労働時間規制などを一体のものとして展開されてきた。そして、労働者自身が「多様な働き方を求めている」といい、ワーク・ライフ・バランス実現には「テレワークなど多様な働き方」が必要であり、そうした「改革」のなかで女性が活用・活躍できるとキャンペーンされてきた。しかし、みてきたように、女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスと逆行するのが、安倍「働き方」改革とっていい。

いま求められているのは、「8時間働けば普通に暮らせる社会」である。そのために、1日8時間、週40時間を原則として、36協定においても月の時間外45時間、年間360時間以内とし、例外を許さない労働時間の上限規制をかちとることが大切である。それを土台に、パート労働法や労働契約法、男女雇用機会均等法などの改正、育児休業介護休暇法の抜本的改善など進める必要がある（すでに雇用機会均等法や育児休業法の具体的な改正案は労働総研女性労働部会で発表済み）。

歴史家でジャーナリストのルトガー・ブレグマン氏（広告に頼らないジャーナリストプラットフォーム「デ・コレスポンデント」創設メンバー）は、著書『隷属なき道——AIとの競争に勝つベーシックインカムと一日三時間労働』で、70年代にイギリスの首相ヒースが、万策つきて炭鉱を週3日労働制とし、その後5日制に戻した際に、生産高がたったの6%しか落ち

なかったことや、つねに創造性を発揮している人が生産的でいられるのは平均で一日6時間に満たないものであるとの調査などを紹介し、「創造性に富み、教育水準の高い人々が住む富裕国ほど週の労働時間を短縮してきたのは偶然でない」、「労働時間が短い国は男女平等のランキングで上位にある。労働をより公平に分配することだ。家事を男性が分担してはじめて女性は幅広い経済活動に参加できる。いいかえれば女性の解放は男性の問題なのだ。男女間の労働時間の差が最も少ないスウェーデンでは、育児や父親のためのシステムがしっかりしている。とりわけ父親の育児休暇が鍵になる。子どもが誕生した後の数週間を家庭で過ごす男性は妻や子どものために多くの時間を割き、料理もよくする。この影響は（その後も）つづく」という。「父親の育児休暇は男女平等をかけたたたかひのトロイの木馬」とまでいう。

労基法コンメンタールなどで、「生産性向上実現のためには労働時間規制が必要」としてきた。安倍「働き方」改革で残業代ゼロの24時間労働をひろげ、生産性向上をとというのは、労基法以前の、あの女工哀史などの時代に逆戻りさせるもの。そもそも、労働者保護の労働法制の議論に、経済成長、生産性の向上を優先するということがまちがっている。

憲法は、労働時間などの労働条件について法律で定めるとし、労働基準法で労働者保護のための最低基準を定めるとしている。それは、日本で、世界で、奴隷のように働かされてきた子どもたち、女性たち、労働者たちのたたかひと20世紀の人類の到達だ。21世紀の日本でそれを逆戻りさせようという労基法改悪は絶対に許すことはできない。例外なき上限規制こそ土台とすべきだ。

（ひの てつこ・会員）